

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2019.6 VOL.24



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2019.6 VOL.24)

I 令和元年度事業計画及び収支予算について……………	1
II マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための体制整備について……………	5
III 令和元年度の内部管理責任者制度に関する研修の実施予定について……………	7
IV 平成30年度（平成31年3月期） 国内商品市場取引を行う会員27社の業務状況……………	8
V 2018（平成30）年度の相談等業務レポートの概要について……………	10
VI あっせん・調停委員会合同会議の開催について……………	11
VII 総合取引所を巡る動きについて……………	12
VIII 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況……………	13
2 店頭商品CFD取引の状況……………	14
3 登録外務員数の推移……………	16
4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧……………	17
5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧……………	17
6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について……………	18

I. 令和元年度事業計画及び収支予算について

令和元年度事業は、3月13日開催の第32回臨時総会において事業計画及び収支予算が承認され、4月1日からスタートいたしました。

本会事業への理解を深めていただくため、令和元年度事業推進の基本方針とともに、令和元年度事業計画及び収支予算を掲載いたします。

【令和元年度事業推進の基本方針】

平成30年度は、個人顧客を対象とする対面取引を行う会員の内部管理体制の取組状況に関するモニタリング（監査）を継続して実施し、会員とのコミュニケーションを通じてコンプライアンス水準の更なる向上への自主的な取組を支援するとともに、平成24年3月14日付けの理事会決議「反社会的勢力の排除に係る取組みについて」により、これまで会員が取り組んできた反社会的勢力の排除について、その実効性を高める観点から会員が遵守すべき基本的な事項を定める自主規制規則を制定し、反社会的勢力への該当性に係る照会制度を創設するなどの自主規制機能の強化に努めてきた。

一方、平成30年11月19日に公表された規制改革推進会議の「規制改革推進に関する第4次答申」において、総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、東京商品取引所と日本取引所グループにおいて協議が進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者と協議を行うとする提言がなされた。

令和元年度は、秋にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準を策定する金融活動作業部会（FATF）の第4次対日相互審査が予定されていることから、会員が直面しているリスクを特定、評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）による管理体制を構築し、維持する取組みについて、主務省と連携して支援するほか、内部管理体制と運用状況のモニタリング（監査）、顧客等からの苦情の解決及び紛争の仲介、外務員の登録や資格試験等の運営などの自主規制機能を発揮し、引き続き会員のコンプライアンス水準の向上への自主的な取組を支援することとする。

また、総合取引所構想については、関係者の協議で得られる結論を踏まえて、その内容に応じて協会運営のあり方を含め、必要な対応について検討することとする。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
 - ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
 - ③ 内部管理責任者等資格研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
 - ⑤ 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ⑥ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑦ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑧ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② インターネット取引に関する社内監査の支援
 - ③ 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ④ 日本商品委託者保護基金との同時監査の実施及び共同監査に係る体制整備の検討
 - ⑤ 会員の経理に関する調査の実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情処理・紛争仲介業務の支援システムの改修
- (5) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (6) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (7) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 学習方法の支援及び試験内容の見直し
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実
 - ② 外務員等の教育用教材の制作

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

5. その他

総合取引所構想の方向性に対応した協会運営の検討

令和元年度 収支予算書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

（単位：千円）

科 目	令和元年度 予算額①	平成30年度 変更予算額②	増 減①-②
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入	0	6	△ 6
②入会金収入	0	2,000	△ 2,000
③会費収入			
定額会費	140,000	137,349	2,651
比例会費	150,000	146,997	3,003
④事業収入			
紛争仲介手数料収入	960	715	245
受講・受験料収入	4,225	4,843	△ 618
登録料収入	2,325	3,559	△ 1,234
反社照会手数料収入	12	0	12
⑤雑収入	30	22	8
事業活動収入計 (a)	297,552	295,491	2,061
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
自主規制業務費支出	9,664	5,160	4,504
紛争処理等業務費支出	5,555	5,361	194
試験登録事業費支出	20,703	10,339	10,364
広報実施費支出	4,322	2,252	2,070
退職給付支出	0	15,000	△ 15,000
職員給与支出	151,272	139,444	11,828
役員報酬支出	17,865	16,365	1,500
事務所賃料支出	13,058	12,985	73
その他業務管理費支出	18,068	8,386	9,682
事業費支出計 (b)	240,507	215,292	25,215
②管理費支出			
職員給与支出	37,590	35,421	2,169
役員報酬支出	6,224	5,620	604
退職給付支出	0	5,000	△ 5,000
総会・委員会支出	3,830	2,941	889
事務所賃料支出	4,353	4,329	24
その他業務管理費支出	17,125	9,501	7,624
管理費支出計 (c)	69,122	62,812	6,310
事業活動支出計 (d)=(b)+(c)	309,629	278,104	31,525
事業活動収支差額 (e)=(a)-(d)	△ 12,077	17,387	△ 29,464
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	20,000	△ 20,000
②会員紛争預り金	0	1,617	△ 1,617
投資活動収入 (f)	0	21,617	△ 21,617
2. 投資活動支出			
①事務所整備費	0	327	△ 327
②固定資産取得支出			
建物附属設備	0	220	△ 220
③特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	27,019	27,656	△ 637
運営準備積立資産取得支出	0	25,000	△ 25,000
システム更新等準備積立資産取得支出	0	20,000	△ 20,000
④会員紛争預り金払出	1,617	0	1,617
投資活動支出計 (g)	28,636	73,203	△ 44,567
投資活動収支差額 (h)=(f)-(g)	△ 28,636	△ 51,586	22,950
III. 予備費支出 (i)	5,000	0	5,000
当期収支差額 (A)=(e)+(h)-(i)	△ 45,713	△ 34,199	△ 11,514
前期繰越収支差額 (B)	45,713	79,912	△ 34,199
次期繰越収支差額 (C)=(A)+(B)	0	45,713	△ 45,713

Ⅱ. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための体制整備について

商品先物取引業界におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための体制整備に関する検討課題と現在までの対応状況についてご紹介します。

1. 背景

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という。）の国際基準作りを担う金融活動作業部会（FATF）では、本年10月に第4次対日相互審査を予定しており、我が国におけるマネロン・テロ資金供与対策の対応状況が審査されることから、FATF 勧告等の中心的な項目であり、主要先進国においても定着しているリスクベース・アプローチによる管理体制を構築し、維持する取組みが求められています。

2. 主務省の検討課題と対応状況

(1) 主務省では、当業界においても金融庁及び日本証券業協会と同様の取組みが必要であるとの認識の下、以下の4つの課題について検討を進めてきました。

① 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）の改正

FATF 勧告を踏まえた「リスクベース・アプローチ」や「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン等ガイドライン」という。）に関する記述を追加する。

② 「マネロン等ガイドライン」の制定

主務省が商品先物取引業者のマネロン・テロ資金供与対策に係る取組状況をモニタリングし、「取引時確認等の措置」の的確な実施について検証する際の留意点を示すとともに、より実効的な体制整備を促すため、「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」を明確化する。

③ 「マネロン等ガイドライン」を基にした商品先物取引業者における現状分析

主務省より商品先物取引業者に対して、「マネロン等ガイドライン」に示した「対応が求められる事項」と各業者における取組みの現状との差異（ギャップ）を分析し、これを解消するための具体的な行動計画を策定・実施するとともに、その内容を主務省に報告するよう要請する。

④ 商品先物取引業全体におけるマネロン・テロ資金供与対策の実施状況等に関する評価・報告（以下「マネロン等対応状況報告」という。）

主務省より商品先物取引業者に対して、各業者における顧客の属性や取引内容等の商品先物取引業の実態及びマネロン・テロ資金供与対策の実施状況を主務省に報告するよう要請する。主務省では各業者からの報告を取り纏め、当業界全体に対するマネロン等に係るリスクを評価し、その結果を取り纏め担当省庁（警察庁・金融庁等）に報告する。

(2) 上記検討課題の①及び②については、本年3月22日から4月20日までの期間で意見募集（パブリックコメント）の手続きが実施されました。今後、当該意見募集に寄せられた意見等に対する主務省の考え方が示されるとともに、改正監督指針及び「マネロン等ガイドライン」が施行される予定です。

- (3) 検討課題の③及び④については、改正監督指針及び「マネロン等ガイドライン」の施行を受けて、主務省より本会を経由し商品先物取引業者に対して、その実施にかかる要請がなされる予定となっています。

3. 日商協の検討課題と対応状況

- (1) 本会では、主務省より本会において以下の3つの課題に取り組むよう指示があったことを踏まえ、その具体化について検討を進めてきました。

① 「反社会的勢力の排除に関する規則」の制定

商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力に属する者を排除するため、会員が遵守すべき基本的な事項を自主規制規則として定める。

② 会員顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度（以下「反社会的勢力照会制度」という。）の創設

会員が新規に契約を締結する顧客について、反社会的勢力に属する者であるか否かを会員が本会に照会し、本会がその該当性を回答する制度を創設する。

これに伴い、当該照会への回答に必要となる反社会的勢力に属する者に係るデータを入手するため、本会が全国暴力追放運動推進センター（以下「全国暴追センター」という。）に入会する。

③ 「『マネロン等ガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」（以下「マネロン等ガイドラインの留意事項」という。）の作成

主務省の制定する「マネロン等ガイドライン」に示される「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に関し、会員が対応するに当たって、何を点検すればよいのか、どのような対応が考えられるのか等の実務対応の一例及びその留意事項を示す。

- (2) 上記検討課題のうち①及び②については、昨年12月12日開催の第73回自主規制委員会及び本年1月18日開催の第74回自主規制委員会（書面審議）を経て、1月30日開催の第159回理事会にて「反社会的勢力の排除に関する規則」の制定及び「反社会的勢力照会制度」の創設が承認されました。

また、全国暴追センターへの入会申請手続きを経て、3月19日に本会の入会が承認されました。

4月1日付けにて同規則等を施行するとともに、同照会制度の運用を開始しております。

- (3) 検討課題の③については、主務省が「マネロン等ガイドライン」に関する意見募集の結果を公表した後、「『マネロン等ガイドライン』を基にした現状分析」及び「マネロン等対応状況報告」の実施要請に合わせて、本会より会員各社に提供する予定で、そのための作業を進めています。

以上

文責：大畑

Ⅲ. 令和元年度の内部管理責任者制度に関する研修の実施予定について

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、令和元年度の内部管理責任者等研修及び内部管理総括責任者等研修は、以下のとおり実施する予定です。

1. 令和元年度 内部管理責任者等研修について

内部管理責任者等研修は、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、実践的な知識の習得を目的とする内容とし、東京、大阪の2地区において合計3回開催を予定しています。研修内容につきましては、昨年度とほぼ同様の水準を保ちつつ、第二部の外部講師の講演は各会員の業態および取引態様に応じたより実効性のある内部管理体制の構築とその運用、総合取引所の実現を踏まえた本会の内部管理責任者制度と日本証券業協会の同制度との差異等を盛り込んだ内容でご講演いただく予定です。

なお、本年度におきましても、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者又は営業責任者（有資格者）に対するフォローアップセミナーとして、いま一度内部管理責任者制度を確認するために本研修を再度受講していただくことができます。

[令和元年度 内部管理責任者等研修の開催日等]

	開催日	地区	開催会場
1	8月2日(金)	東京①	㈱東京商品取引所セミナールーム
2	11月15日(金)	大阪①	大阪堂島商品取引所6階大会議室
3	2月22日(土)	東京②	㈱東京商品取引所セミナールーム
2地区3回開催			

2. 令和元年度 内部管理総括責任者等研修について

内部管理総括責任者等研修は、内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスクマネジメントを含めた実践的な知識の習得を目的とする内容とし、10月11日に東京地区において開催する予定です。本研修の受講対象は、内部管理総括責任者、会員の内部管理責任者等に関する規則第13条第2項に規定する会員の内部管理責任者等です。

[令和元年度 内部管理総括責任者等研修の開催日等]

	開催日	開催会場
1	10月11日(金)	㈱東京商品取引所セミナールーム
1地区1回開催		

文責：森野

IV. 平成30年度（平成31年3月期）国内商品市場取引を行う会員27社の業務状況

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

この度、会員が取り扱う国内商品市場取引の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、平成29年度（対象27社）と平成30年度（対象27社）の比較を行いました。

集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書（省令様式第12号）に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

1. 売買枚数

	平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	51,380千枚	42,617千枚	▲17.1%
会員売買枚数(自己取引を含む)	49,417千枚	41,228千枚	▲16.6%
会員の占有率	96.2%	96.7%	—

※ 売買枚数は、期中に本会を脱退した1社を含む28社の数値である。

【コメント】

平成30年度は、前年度比で国内市場全体の売買枚数が8,763千枚（▲17.1%）の減少、会員売買枚数も8,189千枚（▲16.6%）の減少となっています。

2. 受取手数料

	平成29年度 (平成29年4月～平成30年3月)	平成30年度 (平成30年4月～平成31年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	24,322百万円	22,120百万円	▲9.1%
H29年度比 受取手数料増加会員	—	11社	
H29年度比 受取手数料減少会員	—	12社	

※1 受取手数料の合計は、期中に本会を脱退した1社を含む28社の数値であり、受取手数料の増加又は減少した会員数は、新規入会により比較ができない1社及び決算期変更により比較ができない1社を除く25社を対象としている。

※2 受取手数料が百万円未満の会員は集計から除外している。

※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成28年10月～平成29年9月、平成29年10月～平成30年9月、12月決算の会員は平成29年1月～平成29年12月、平成30年1月～平成30年12月、決算期変更の会員は平成29年4月～平成30年3月、平成30年4月～平成30年12月の額で集計し比較した。

【コメント】

(1) 平成30年度は、会員の受取手数料は前年度比で2,202百万円（▲9.1%）の減少となっており、前年度比の増加又は減少した会員数はほぼ同数となっています。

(2) 会員売買枚数（上記1. 参照）の減少率に比べて、受取手数料の減少率は小幅に留まっています。

3. 預り証拠金

	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	168,772 百万円	135,753 百万円	▲19.6%
H29 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	5 社	
H29 年度比 預り証拠金±10%の範囲内	—	13 社	
H29 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	8 社	

※1 預り証拠金の増加又は減少した会員数は、新規入会により比較ができない 1 社を除く 26 社を対象としている。

※2 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

【コメント】

- (1) 平成 30 年度は、前年度比で会員の預り証拠金が 33,019 百万円 (▲19.6%) の減少となっています。
- (2) 会員の預り証拠金の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 5 社、±10%の範囲内が 13 社、減少率 10%以上が 8 社となっています。

4. 委託者数

	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末日現在)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末日現在)	増減率
委託者数の合計	79,074 人	78,440 人	▲0.8%
実働委託者数	15,226 人	12,698 人	▲16.6%
稼働率 (実働委託者数/委託者数)	19.3%	16.2%	—
H29 年度比 委託者数増加率 10%以上	—	3 社	
H29 年度比 委託者数±10%の範囲内	—	15 社	
H29 年度比 委託者数減少率 10%以上	—	8 社	

※ 委託者数の増加又は減少した会員数は、新規入会により比較ができない 1 社を除く 26 社を対象としている。

【コメント】

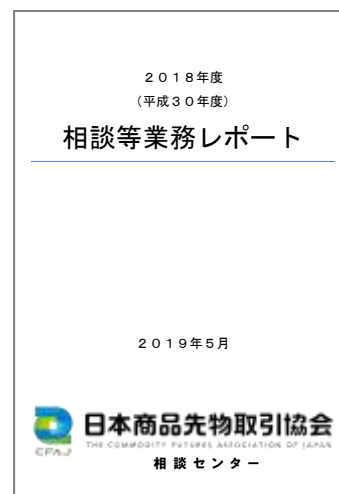
- (1) 平成 30 年度は、委託者数の合計は 634 人 (▲0.8%) の減少、実働委託者数は 2,528 人 (▲16.6%) の減少となっています。
- (2) 委託者数の増加又は減少した会員数は、増加率 10%以上が 3 社、±10%の範囲内が 15 社、減少率 10%以上が 8 社となっています。

文責：池嶋

V. 2018（平成30）年度の相談等業務レポートの概要について

相談センターでは投資家等へ情報提供の一環として、毎年5月、前年度に寄せられた相談（問い合わせ）、苦情及び紛争仲介の受付、処理状況を整理・分析し、「相談等業務レポート」としてとりまとめ、協会ウェブサイト「資料・統計」メニューの「[相談センターの業務状況](#)」で公表しています。

本年は5月31日に2018年度（平成30年度）分を公表しました。ここで「相談等業務レポート」を簡単にご紹介します。



1. 主な記載項目

相談等業務レポートでは、以下の項目について、受付件数、申出人の属性、申出内容等の分類と分析を行っています。

- I. 概況（相談センターを開設した1999年度から2018年度まで）
- II. 2018年度における問い合わせ、苦情及び紛争仲介の処理状況（直近5年度との比較）
 1. 問い合わせの受付状況
 2. 苦情の受付及び処理状況
 3. 紛争仲介の受付及び処理状況
 4. 苦情等（苦情と紛争仲介直接申出）の状況

2. 2018年度（平成30年度）の内容

2018年度は1999年（平成11年）に相談センターを開設から20年目となります。この間、問い合わせ、苦情及び紛争仲介の受付件数は、いずれも大きく減少しました。

▼2018年度と1999年度（相談センター開設時）との比較並びにピーク年度の件数

	1999年度	2018年度	ピーク年度と件数
問い合わせ	6,652	199	2001年度 8,221
苦情	503	7	1999年度 503
紛争仲介	25	11	2004年度 250

3. 受付事例（「相談等業務レポート」より一部抜粋）

2018年度に本会に寄せられた「問い合わせ」の主な相談内容や「苦情」「紛争仲介」の主な申出内容は以下のとおりでした。

(1) 問い合わせ

- ・ 商品先物取引を行った場合、現物で受け取る（現受け）手続きを教えてください。
- ・ ある社から勧誘の電話があるが、確実に断るにはどうしたらよいか相談したい。

(2) 苦情

- ・ 商品先物取引はやらないと断ったにもかかわらず、その後も複数回の電話勧誘を受けた。あまりにも執拗な勧誘であったので、協会に電話をした。

(3) 紛争仲介

- ・ 外務員から「絶対に損はさせない」「夏までに絶対5倍になる」などと言われて取引をしたが、大きな損失を被った。

文責：原田

VI. あっせん・調停委員会合同会議の開催について

本会では、関東地区（東京都中央区）、中部地区（名古屋市）、関西地区（大阪市）の各地で紛争仲介を行うために、当地で活動している商品デリバティブ取引に精通した弁護士等（22名）にあっせん・調停委員をお願いしています。

例年、各地のあっせん・調停委員が一堂に会した「あっせん・調停委員会合同会議」を開催しており、本年は平成31年4月25日（木）に行い、ご多忙の中19名の委員に参加いただきました。

1. 目的

あっせん・調停委員会合同会議は、あっせん・調停委員に紛争処理の事例や商品先物取引業界の現状等の情報をお伝えし、委員に共通認識を持っていただくことによって、紛争処理手続きの円滑化、紛争仲介制度の安定的な運営を確保するために、毎年1回開催しています。

2. 開催概要

事務局から、「平成30年度の紛争仲介の処理状況（下記参照）」や「紛争仲介制度の利用者に対するアンケートの調査結果」の報告が行われた後、中部地区と関西地区それぞれ1名の委員より、平成30年度に担当し、解決（和解）に至った事例を中心に概要と解決までの過程（事案の着眼点やあっせん案・調停案の金額算定の考え方など）の紹介が行われました。

近年、紛争仲介の件数は10件前後の低水準で推移しており、以前と比べて事案を担当する機会が少なくなっていることもあり、事例研究の場として参加委員による事例の積極的な確認、質疑応答、また、本会の紛争仲介制度の円滑な運用についての意見交換が行われました。

報告概要

平成30年度の紛争仲介の処理状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(1)要処理件数 14件

(2)処理結果

①解決 6件

②不調（打切り） 4件

③取下げ 1件

③当期の未済件数 3件

④解決割合 60%（6件/10件）

(3)処理期間

・平均日数：120.8日（最短日数：92日、最長日数228日）

(4)期日回数

・平均期日回数：1.4回

文責：原田

VII. 総合取引所を巡る動きについて

総合取引所を巡る動きについて、政府の規制改革推進会議、日本取引所グループ及び東京商品取引所の発表などを、以下のとおりまとめました。

1. 基本合意

平成 31 年 3 月 28 日、東京商品取引所と日本取引所グループは、経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを取締役会で決議し、基本合意書を締結した。経営統合後の体制については、①おおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に、東京商品取引所から大阪取引所に貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品構成品を移管すること、②石油市場及び中京石油市場の上場商品構成品は当面移管しないこと、③電力・LNG は東京商品取引所の市場において上場を目指すこと、④東京商品取引所の子会社である日本商品清算機構を、日本取引所グループの子会社である日本証券クリアリング機構に統合させることとされました。

2. 基本合意までの主な出来事

- (1) 平成 30 年 6 月 4 日、第 34 回規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）において、5 月 18 日の第 32 回会合での「エネルギー分野の規制改革に関する意見書」を踏まえ、「規制改革推進に関する第 3 次答申～来るべき新時代へ～」が取りまとめられました。
- (2) 同年 6 月 15 日、規制改革推進会議の第 3 次答申を受け、閣議決定された「未来投資戦略 2018」及び「規制改革実施計画 2018」において、総合取引所についての記述がなされました。
- (3) 同年 10 月 12 日、第 37 回会合において、「第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革」の中で、「総合取引所の実現」として「証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所の実現に向け緊急に取り組む」とされ、本会議で取り扱うこととなりました。
- (4) 同年 10 月 23 日、東京商品取引所と日本取引所グループは、総合取引所にかかる研究・検討に関して、具体的な協議に入るための前提となる秘密保持契約を締結しました。
- (5) 同年 11 月 8 日、第 39 回規制改革推進会議において、わが国の経済規模や金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、一刻も早く総合取引所を実現させるべきであるとの認識に基づき、総合取引所を実現させるために関係者で協議し、具体策を取りまとめるべき事項を示した「総合取引所を実現するための提言」が出されました。
- (6) 同年 11 月 19 日、第 40 回会合において、「規制改革推進に関する第 4 次答申」が出されました。この答申の「総合取引所の実現」の＜実施事項＞の中で、「総合取引所をおおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、今年度末を目途に目指す方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。」とされました。

3. 令和元年 6 月 6 日、第 46 回規制改革推進会議において、「規制改革推進に関する第 5 次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」が出されました。この答申の「総合取引所の実現」の＜実施事項＞の中で、基本合意の③について、電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、その実現のため必要な措置を講じること、基本合意の②について、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を行うことが示されました。

文責：登内

VIII. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)
	全体	国内取 引社数						
H17 年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385
H18 年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279
H19 年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286
H20 年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195
H21 年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100
H22 年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55
H23 年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66
H24 年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48
H25 年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40
H26 年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27
H27 年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35
H28 年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11
H29 年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16
H30 年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13
R 元 年 度	4 月	44	2,805	324	2,720	1,753	1,588	1
	計		2,805		2,720		1,588	1
前年度 4 月比			76.5%		76.6%		90.8%	

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23. 1. 1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成 23 年 1 月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

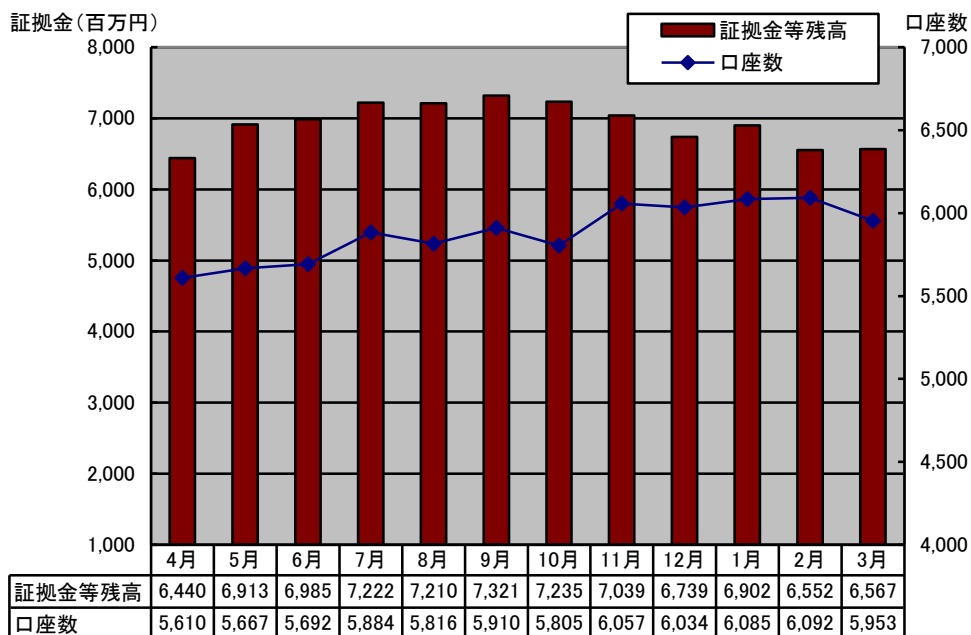
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成 19 年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20 年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品CFD取引の状況

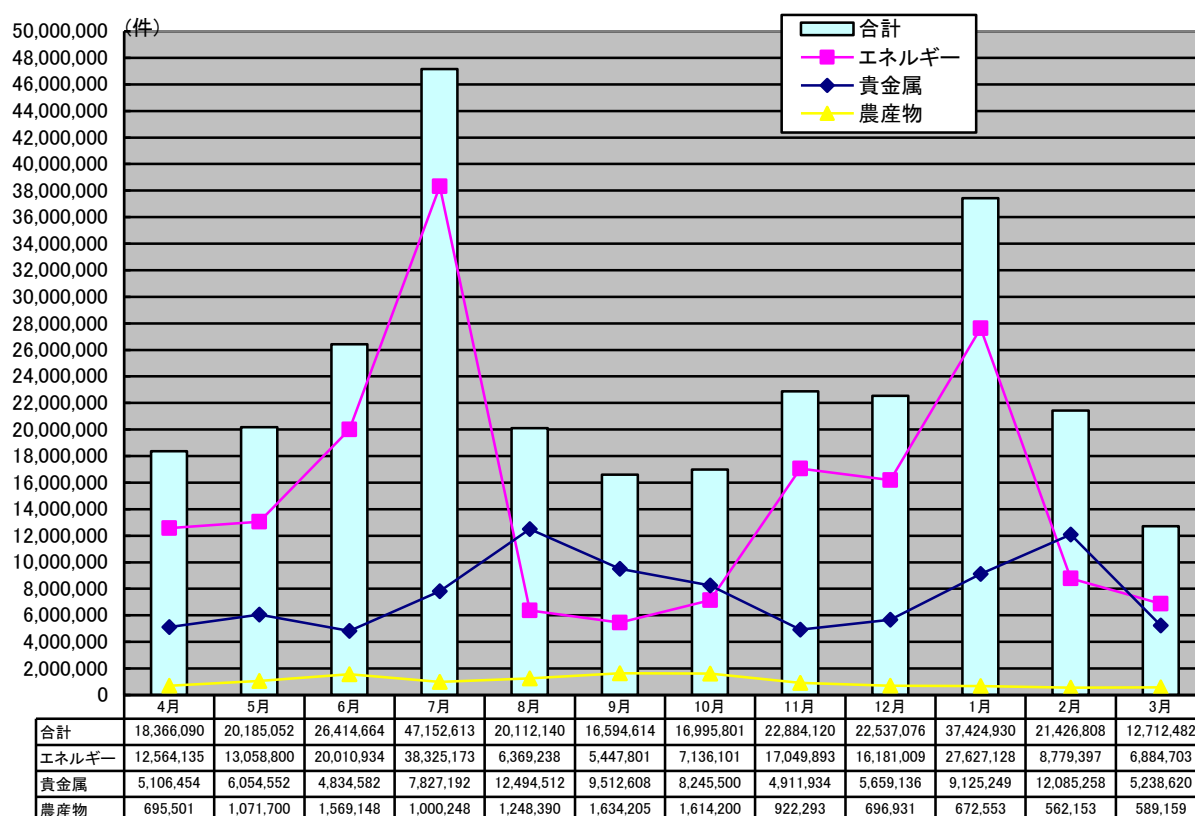
本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに平成30年度の統計を掲載しました。

詳細は本会ホームページの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

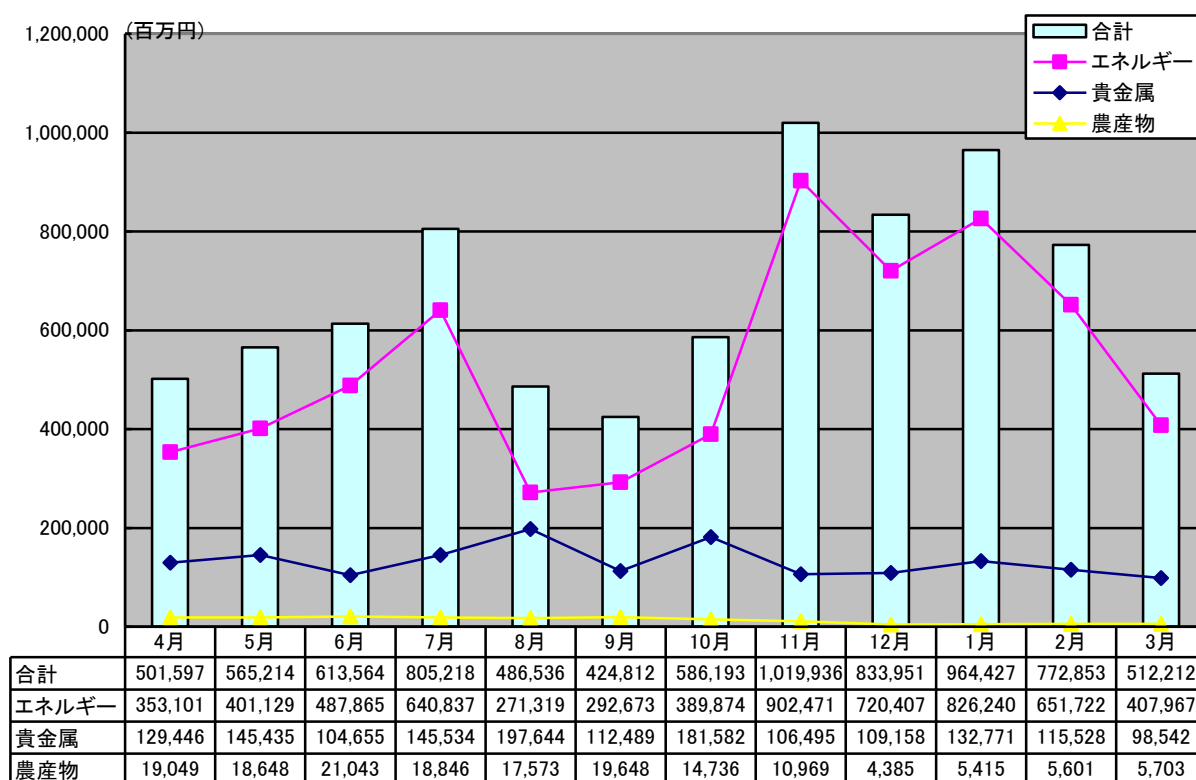
(1) 2018（平成30）年度 月末証拠金等残高と口座数



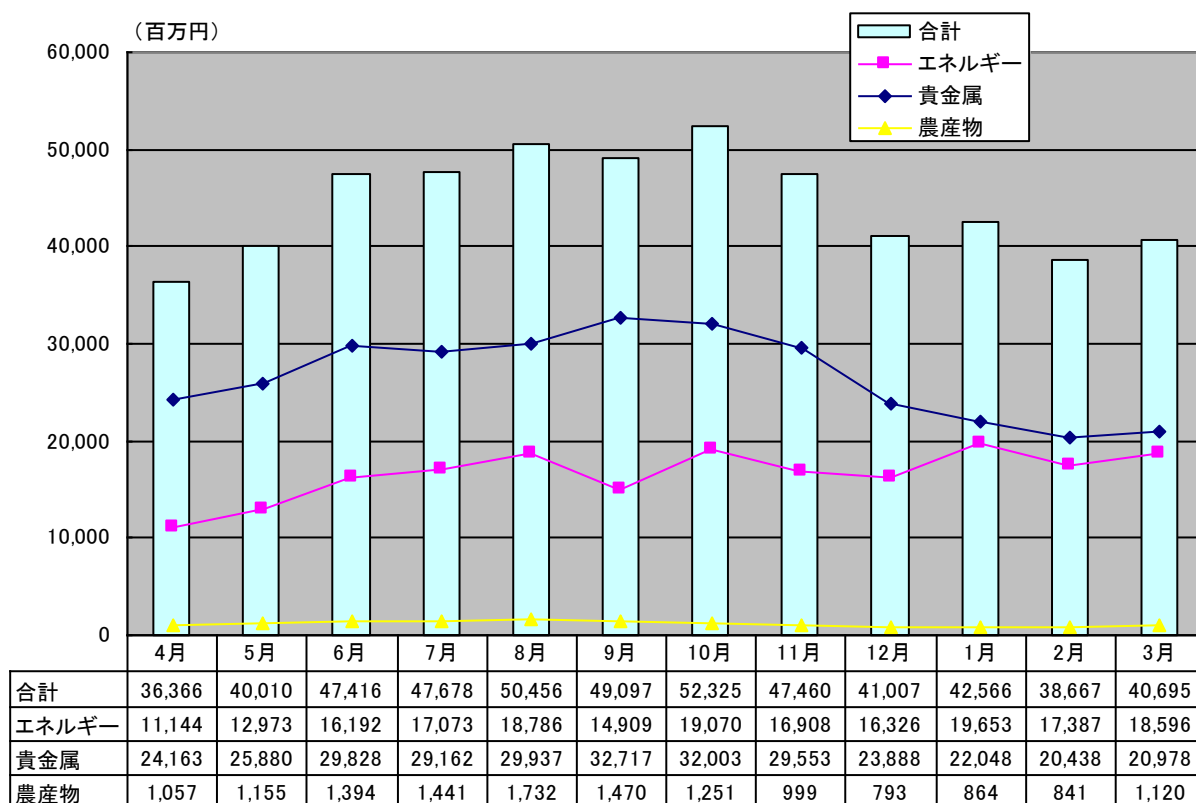
(2) 2018（平成30）年度 月間取引件数



(3) 2018（平成30）年度 月間取引金額



(4) 2018（平成30）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～30 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和元年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	23,106	1,771	156	164	32	22	82	21	0	533	50	5	22,737	1,753	173
5 月	22,737	1,753	173	221	75	1	90	17	0	250	18	1	22,708	1,810	173

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※令和元年 5 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	1	1
250 名以上 300 名未満	0	0
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	3	2
100 名以上 150 名未満	3	3
50 名以上 100 名未満	8	6
25 名以上 50 名未満	5	4
10 名以上 25 名未満	9	7
10 名未満	11	3
合 計	44	26
外務員総数(名)	22,535	1,810

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (6 社) の外務員数は 20,539 名であり、全体の 91.1%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※令和元年 5 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	2
10 名未満	3
合 計	5
外務員総数	173 名

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
(株)日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京商品取引所 ([先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html))
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会 ([取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
" ([産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>